

家賃や生活費、資格取得のための資金が借りられます！

要保護児童自立支援資金 募集案内

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

1. 貸付制度の目的

この制度は、進学や就職により児童養護施設等を退所した方等が、安定した生活基盤を築けるよう家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行い円滑な自立を支援することを目的にしています。また、児童養護施設等に入所中の方等に、就職に必要な資格を取得するための費用の貸付を行い円滑な自立を支援することを目的にしています。

2. 貸付の対象者、貸付金額、貸付期間

(1) 生活支援費〈進学した方のみ対象〉

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ①学校教育法に定められた大学等に在学する方。(以下「進学者」という。)
- ②大学等への進学を機に山形県内の児童養護施設等を退所した方または里親等の委託を解除された方。措置延長後に山形県内の児童養護施設等を退所または里親等への委託が解除された大学等在学中の方(以下「措置延長後退所者・解除者」という。)
- ③保護者等からの経済的な支援が見込まれない方。

貸付金額：原則、月額5万円。

貸付期間：進学者は大学等に在学する期間。

※医療機関を定期的に受診する方は、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができます。

(2) 家賃支援費〈進学者、就職した方が対象〉

①進学者 次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- 1) 大学等に在学する方。
- 2) 山形県内の児童養護施設等を退所した方または里親等の委託を解除された方または措置延長後退所者・解除者。

②就職者 次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- 1) 就職を機に山形県内の児童養護施設等を退所または里親等への委託が解除された方。山形県内の児童養護施設等に入所中または里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所または里親等への委託解除となった方(以下「就職者」とする。)
- 2) 雇用保険の適用基準である「1週間の所定労働時間が20時間」以上である方。

③進学者・就職者共通

- 1) 保護者等からの経済的な支援が見込まれない方。

貸付金額：家賃貸付として1か月あたりの家賃相当額(管理費および共益費を含む。)(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)

貸付期間：進学者は大学等に在学する期間（正規の修学期間）。就職者は最大2年。

（3）資格取得支援費

次のいずれかの要件を満たし、就職に必要となる資格の取得を希望する方を貸付対象とします。（以下「資格取得希望者」という。）

①山形県内の児童養護施設等に入所中または里親などに委託中の方。

②山形県内の児童養護施設等を退所した方または里親等への委託を解除された方。

貸付金額：資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を上限。

3. 貸付方法及び貸付利子

（1）貸付方法

貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年以内であれば貸付の申請をすることができますが、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費の申請はそれぞれ1回までです。

（2）貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還期限を過ぎた場合は延滞利子（年3.0%）を徴収します。

4. 貸付金の交付

生活支援費と家賃支援費は原則として年に6回、2ヶ月分毎の分割交付とします。資格取得支援費は一括で交付します。ただし、県社協会長が必要があると認めるときは、毎月その月額に相当する額を交付することができるものとします。

5. 連帯保証人

連帯保証人は原則として1名必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができます。

6. 返還の免除

貸付を受けた方が以下の要件を満たした場合には、貸付金の返還が免除されます。

（1）進学者・・・大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき

（2）就職者・・・就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

（3）資格取得希望者・・・就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得の貸し付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間）引き続き就業を継続したとき

7. 申請の手続き方法

自立支援資金の貸付を希望する方は、児童養護施設等または児童相談所等を経由して、下記の「申請先・問い合わせ先」に申請してください。

(1) 3つの支援費共通

- ①要保護児童自立支援資金貸付申請書（別記様式第1号）
- ②住民票謄本（世帯全員のもの）
- ③親権者等の同意書（別記様式第2号） ④の意見書がある場合、省略可
- ④県社協要綱第4条の1に定める児童養護施設等の施設長（里親等委託の場合は児童相談所長）の意見書（別記様式第3号または別記様式第4号）
- ⑤連帯保証人の収入を証明する書類（源泉徴収票等直近の年間収入額がわかるもの）
- ⑥要保護児童自立支援資金個人情報取扱同意書（別記様式第5号）
- ⑦返信用封筒（サイズは角2。申請結果通知先住所記入のこと）
- ⑧連帯保証人がいる場合は、収入印紙（200円）を貸付申請書に貼付し消印してください。

(2) 生活支援費

- ①大学等に在学していることを証する書類（任意様式。在学証明書等）
 - ②在学している大学等で発行する学生証の写し
 - ③児童相談所長の意見書（別記様式第4号）
 - ④進学または就職により児童養護施設等を退所したことまたは里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し）
- ※医療費などの実費相当額の貸付を希望する場合は、医療費の自己負担額がわかる書類の写しを提出してください。

(3) 家賃支援費

- ①進学者・就職者共通
 - 1) 児童相談所長の意見書（別記様式第4号）
 - 2) 進学または就職により児童養護施設等を退所したことまたは里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し）
 - 3) 1か月当たりの家賃相当額を証する書類（賃貸契約書等）の写し
- ②進学者
 - 1) 大学等に在学していることを証する書類（任意様式。在学証明書等）
 - 2) 在学している大学等で発行する学生証の写し。
- ③就職者
 - 1) 在職証明書（別記様式第6号。勤務形態・勤務時間等が分かるものであれば任意様式で可）
 - 2) 家賃支援費所要額調書（別記様式第7号。家賃等から住宅手当等を除いた額が分かる書類）

(4) 資格取得支援費

- ①取得を希望する資格と当該資格取得に係る経費が分かる書類
- ②資格取得支援費所要額調書（別記様式第8号）

8. 申請の結果

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書等を提出していただきます。

9. 申請先・問い合わせ先

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31

社会福祉法人山形県社会福祉協議会地域福祉部 要保護児童自立支援資金貸付担当

Tel.023-622-5699

※「7. 申請の手続き方法」に示した各種様式は下記アドレスからダウンロードできます。
トップページ「各種事業のご案内・ご相談」→「要保護児童自立支援資金」をご覧ください。

<http://www.ymgt-shakyo.or.jp/>



R7.3